



火災・救急・救助 119 まとい
消防瓦版 纏 No.389

富良野広域連合富良野消防署占冠支署 ☎ 56-2119

住宅用火災警報器の奏功事例

平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器（住警器）の設置が義務化されています。消防庁の統計によると、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、死者が約4割減、焼損床面積、損害額は概ね半減した結果となっています。住警器の設置が功を奏し、火災の被害が最小限に抑えられた、または、火災に至らなかった事例があります。命を守り火災の被害を最小限に抑えるために、まだ設置されていない方は、早期に設置してください。

事例1

たばこの不始末により寝具が燃え、発生した煙に住警器が作動。それに気づいた関係者が初期消火を行った。

事例2

魚を焼いている最中、トイレに行った間に魚が焦げて煙が発生し、住警器が作動。すぐに魚を台所机の上に移動したことで火災に至らなかった。

救急出場状況

(1月分)

| | | |
|------|----|------|
| 交通事故 | 4件 | (3人) |
| 一般負傷 | 8件 | (8人) |
| 急病 | 5件 | (5人) |

| | | |
|-----|-----|-------|
| 1月計 | 17件 | (16人) |
| 累計 | 17件 | (16人) |

※ () 内は搬送人員



地域とともに コミュニティ・スクール情報 ～占冠中学校～

占冠村教育委員会 ☎ 56-2182



今年度は、コロナ禍という世界的な大難に見舞われ、第2学年において例年行われていたアスペン生との交換留学が全面中止となり、国際交流学習ができない状況になっていました。このような中、村教育委員会の提案、協力により、アスペン生とのリモート（Zoom＝ズーム）による国際交流が12月3日、17日、1月28日に実現しました。占冠村ALTのベンジャミン先生やアスペン在住のカマラ先生の協力により、アスペンと占冠がつながり、生徒達はお互いに自己紹介を交え、楽しく交流しました。

また、全校生徒が、村内の高齢者に向けて、メッセージカードを2学期末に贈りました。例年行われていた高齢者との交流がすべて中止となる中で、少しでも互いの繋がりや絆を深めたいという思いで、村の社会福祉協議会の協力を得ながら実施しました。

新型コロナウイルスの感染リスクを抑えるためには、多くの人との接触や3密をできる限り避けることが望ましいとされており、学校の教育活動においても感染防止に鑑み、様々な活動を制限せざるを得ない状況になっています。特に交流活動においては、外部の方々との対面により感染リスクが高くなる場合は、リモートや書面による交流に転換し、活動の目的をできる限り達成させています。今後もICT機器の有効活用や、地域の皆様のご協力を頂きながら、「新しい生活様式」を導入し、「子どもの学びを止めない」教育活動を推進していきます。



必要な支援をお届け。 地域包括支援センター の役割を ご紹介！

こんにちは
 保健師です

住民課保健予防担当
 ☎ 56-2122

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護・医療・保健・福祉などのさまざまな面で支援を行うための総合相談窓口です。主に介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談や介護保険の申請窓口を担っています。各市町村が設置主体となっているため、例えば遠方に住んでいる家族が親のことで相談したい場合は親が住んでいる場所の地域包括支援センターにお問い合わせください。主な利用者は、地域に住んでいる65歳以上の高齢者やその支援のための活動に関わっている家族などです。また、40～65歳の方で「特定疾病」が原因で、介護保険サービスが必要になった方も利用対象となります。

①『介護予防ケアマネジメント』、②『総合相談』、③『権利擁護』、④『包括的・継続的ケアマネジメント』の4つの業務を主に担っています。業務の詳細は次のとおりです。

①介護予防ケアマネジメント

身体状況の悪化を防ぎ、自立した生活ができるように介護予防を支援します。事業は2種類あります。

(1) 介護予防・生活支援サービス

生活機能の低下がみられるなど介護予防や生活支援の必要な人が利用できます。

【対象者】

65歳以上の方で、介護保険の要介護認定で「要支援1・2」と認定された方、占冠村で行う「基本チェックリスト」で生活機能の低下が認められた方

【内容】

地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントに基づいて「訪問型サービス」を利用できます。※要介護認定で「要支援1・2」と認定された方は、介護保険の予防サービスも利用できます。

(2) 一般介護予防事業

65歳以上の人ならどなたでも利用できます。

【対象者】

すべての65歳以上の方

【内容】

健康維持と介護予防につながる「お元気さんくらぶ」に参加できます。

②総合相談

介護・福祉・保健・医療に関する相談に対して、保健師などの専門職が対応し、サービスの紹介や相談事の解決ができるように支援します。

③権利擁護

高齢者の方が安心して生活できるように、その方が持つ様々な権利・尊厳のある暮らしを支援します。例えば、悪質商法などの詐欺から身を守る成年後見制度の活用を支援したり、虐待被害の対応・防止・早期発見などを行います。

④包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、地域全体の医療・保健・介護分野の専門職など様々な関係機関と連携を行い、ネットワークづくりや、課題解決や調整を行います。

介護保険便利帳はご存知ですか？

占冠村で利用できる介護保険サービスや介護保険以外の福祉サービスについて、介護保険便利帳で紹介しています。この便利帳は、村地域包括支援センターで無料配布を行っていますので、必要な方はお申し出ください。